

院外処方せんの表記について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では、院外処方せんの一部を「**一般名処方**」としています。一般名の処方では「お薬の有効成分の名前（一般名）」で処方を行い、保険薬局にて「先発医薬品」または「後発医薬品」のどちらかを患者さん自身で選んでいただくことができます。一般名処方によって特定の薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

患者さんのご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。